

環境影響評価図書の公開について（改訂版）

環境省大臣官房環境影響評価課長

1. 趣 旨

平成30年4月1日付け環政評発第1803305号をもって公表している「環境影響評価図書の公開について」は、環境影響評価法（平成9年法律第81号。以下「法」という。）に基づく計画段階環境配慮書、環境影響評価方法書、環境影響評価準備書、環境影響評価書、報告書（以下「環境影響評価図書」という。）について、法に規定される縦覧期間終了後に、事業者の協力を得て、環境省がインターネット及び国立国会図書館支部環境省図書館（以下「環境省図書館」という。）の利用により公開を行うに当たり必要となる事項を定めているところです。

「環境影響評価図書の公開について（改訂版）」は、「環境影響評価図書の公開について」を踏まえつつ、関係者間の手続等を円滑化するため、様式を統一化するなど必要な見直しを行ったものです。

2. 用 語

使用する用語は、特段の定めがある場合を除き、法において使用する用語の例によります。

3. 対 象

公開の対象とする環境影響評価図書は、別表第1の左欄に示すものとします。

4. 公開の同意

環境省は、法に規定される縦覧期間終了後に、事業者の協力を得て5. 及び6. による公開を行うに当たっては、様式の環境影響評価図書の公開に係る許諾書（以下「許諾書」という。）により、事業者から同意を得るものとします。

5. 環境省ウェブサイトへの公開

- (1) インターネットの利用による公開は、環境影響評価図書を環境省ウェブサイトにおいて公開（以下「ウェブ公開」という。）することにより行うものとします。
- (2) ウェブ公開は、原則として、別表第1の右欄に示す日（以下「ウェブ公開終了日」という。）に終了するものとします。ただし、ウェブ公開終了日を超えてウェブ

公開することについて事業者から許諾書により許諾を得られた場合には、ウェブ公開終了日を超えてウェブ公開することとします。

なお、ウェブ公開の期間中に事業者から申し出があった場合には、ウェブ公開を終了することとします。

6. 環境省図書館の利用による公開

- (1) 環境省図書館の利用による公開は、環境影響評価図書を環境省図書館に寄贈することにより行うものとします。
- (2) 環境省図書館の利用に当たっては、環境省図書館の利用規程に則り行うものとします。

7. 環境影響評価図書の寄贈

- (1) 事業者は、ウェブ公開及び環境省図書館への寄贈に協力する場合には、4. に定める様式に、必要事項を記載した上、電磁的記録を添付し、環境影響評価図書1部とともに、環境省大臣官房環境影響評価課に寄贈するものとします。
- (2) 電磁的記録の提出に当たっては、次の仕様とするよう、御協力をお願いします。
 - ① CD-ROM等の可搬型の電子媒体とする。
 - ② ファイル形式は、PDF形式等改ざんされにくく、広くサポートされているものを用い、各々のファイル容量を概ね5MB以下になるようにする。

8. 著作権への留意

- (1) 環境省は、ウェブサイト上に、著作権者の許諾を得ないで複製、転用等を行うことは禁止されている旨記載するなど、著作権法（昭和45年法律第48号）に基づく著作権者の権利について必要な保護を図ることとします。
- (2) 環境影響評価図書の記載内容に、環境影響評価図書の作成者以外の者が作成した地図、写真、図形などの著作物（以下「引用著作物」という。）が含まれ、著作権法上の権利侵害の確認が必要なものについて、著作権者の許諾を得られない場合には、当該箇所を非掲載とすることとします。非掲載とする箇所がある場合には、許諾書に引用著作物一覧を提出してください。

9. その他

環境影響評価図書の公開に関して、その他必要な事項は、関係者と協議して定めるものとします。

10. 附則

平成30年4月1日 施行

令和4年6月30日 改訂

別表第1

環境影響評価図書	ウェブ公開終了日
・計画段階環境配慮書の案又は計画段階環境配慮書（法第3条の7第1項）	環境影響評価方法書のウェブ公開開始日又は事業者による計画段階環境配慮書の案若しくは計画段階環境配慮書の縦覧開始日から5年が経過した日のいずれか早い日
・環境影響評価方法書及び要約書（法第7条）	環境影響評価準備書のウェブ公開開始日又は事業者による環境影響評価方法書の縦覧開始日から5年が経過した日のいずれか早い日
・環境影響評価準備書及び要約書（法第16条）	環境影響評価書のウェブ公開開始日又は事業者による環境影響評価準備書の縦覧開始日から5年が経過した日のいずれか早い日
・環境影響評価書及び要約書（法第27条）	事業者による報告書の公表開始日から5年を経過した日 ただし、法第38条の2が適用されないものは、工事完了から5年を経過した日
・報告書（法第38条の3第1項）	事業者による報告書の公表開始日から5年を経過した日